

高槻市就業体験プログラム実施要綱

(平成20年度高総人第270号 平成20年6月20日制定)

(平成23年度高総人第199号 平成23年6月1日改正)

(令和2年度高総人第1942号 令和3年4月1日改正)

(令和5年度高総人第442号 令和5年6月26日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する学生の就業体験プログラム（以下「研修」という。）の受入れに関し、必要な事項を定め、地方行政に関心のある学生に対し、就業体験を行わせることにより、参加学生（以下「研修生」という。）の就業意識の向上と市政への理解を深めることを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修対象者は、学校教育法における大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生で、地方公務員としての任用を希望し、かつ、地方公共団体の執務に求められる公正性をもって研修を行うことができる者とする。

(参加申込み)

第3条 研修への参加を希望する学生は、高槻市就業体験プログラム参加申込書（別紙1）を市長に提出するものとする。

(研修生の受入れの可否の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みに基づき、選考により、研修生の受入れの可否を決定する。

(研修生の身分)

第5条 研修生は、研修期間中、学生の身分を有し、本市職員の身分は有さない。

(研修経費)

第6条 研修生は無報酬とし、交通費、食費、災害補償その他研修へ参加するに当たり必要な全ての経費は、研修生個人の負担とする。

(研修期間)

第7条 研修期間は、原則として3週間の範囲内で、人事企画室長が定める。

(研修時間)

第8条 研修時間は、原則として配属先の勤務時間帯とする。ただし、研修を行う職場（以下「研修職場」という。）の所属長が必要と認める場合には、本文に規定する時間外においても研修を実施することができる。

(服務)

第9条 研修生は、研修期間中、専ら所定の研修に従事し、その研修目的の達成に努めなければならない。

2 研修生は、研修期間中、職員に適用される服務に関する法令及び例規並び

に關係職員の指示に従わなければならない。

3 研修生は、研修上知り得た秘密を漏らしてはならない。研修終了後においても、また、同様とする。

4 研修生は、疾病等のために研修に参加することができない場合は、事前に研修職場の所属長にその旨を連絡しなければならない。

(研修職場)

第10条 人事企画室長は、公務の運営に支障が生じないと認められる範囲内において研修職場を決定する。

2 研修職場の所属長は、研修の実施までに研修の内容、期間等を定めた計画を作成し、人事企画室長に提出するものとする。

(サービスの遵守に係る誓約)

第11条 研修生は、サービスの遵守に係る誓約をしなければならない。

(研修の中止)

第12条 市長は、研修生が第9条のサービスに従わない等研修態度に問題がある場合、研修の目的を達成することが困難であると認められる場合又は研修を継続することにより公務の運営に支障を生じ、若しくは支障を生じることが予測できる場合には、研修期間中であっても、研修生の受入れを中止することができる。

(災害補償)

第13条 研修生は、研修期間中におえる災害（負傷等）及び研修生が市または関係者に損害を与えた場合に備え、インターンシップ等の損害賠償責任保険等に加入し、自らの責任において、対応しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、人事企画室長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から実施する。